

平成24年 第13回

# 仙北市農業委員会総会議事録

平成24年11月9日(金)開催

仙北市農業委員会

平成24年 第13回仙北市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成24年11月9日(金)午後1時00分

2. 開催場所 仙北市役所西木庁舎総合開発センター集会室

3. 出席委員 (23人)

1番 藤村紀章	2番 佐藤和
3番 野中秀人	4番 三浦猛
5番 糸井淳	6番 倉橋重基
7番 新山昌樹	9番 鈴木八寿男
10番 藤川栄	12番 青柳良成
13番 真崎純孝	15番 門脇博美
16番 山手善美	17番 石郷岡勇一
18番 千葉惣永	19番 佐藤善栄
21番 田村博美	22番 山本實
23番 佐藤孝典	24番 藤村隆清
25番 辻均	26番 沢山純一
27番 羽川正幸	

4. 欠席委員 (4人)

8番 大山久雄	11番 黒澤龍己
14番 高橋政敏	20番 藤原由悦

5. 議事日程

第1 開会宣言

第2 会長挨拶

第3 議事録署名員並びに会議書記の指名

第4 会務諸報告

## 第 5

### 1. 報 告

(1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

(2) 農地の転用事実に関する回答書について

### 2. 議 事

(1) 議案第44号

農地法第3条の規定による許可申請に対する可否決定について

(2) 議案第45号

農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

(3) 議案第46号

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

(4) 議案第47号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画に対する意見決定  
について

(5) その他

## 第 6 閉 会

### 6. 事務局職員

事務局長 田 口 安 業 参 事 竹 下 義 博

主 任 藤 原 正 輝 主 任 小 木 田 満 洋

### 7. 書 記

主 任 小 木 田 満 洋

### 8. 議事録署名員

24番 藤 村 隆 清 26番 沢 山 純 一

### 9. 会議の概要

議 長 ただ今から平成24年第13回仙北市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 先日の種苗交換会、農業委員大会お疲れ様でした。天候不良により作業の

遅れが心配されるところですが、良くなることを願っております。話がかわりますが、これは皆さんへのお願いになります。我が農業委員会は、総会への出席率が全県の各農業委員会の中では低い方です。月1回の総会ですので、どうかスケジュールを調整していただき、皆さんから出席していただきたいと思っております。

議長　それでは、本日の総会への出席委員は23名。欠席委員は4名です。よって、本総会は定足数に達しております。

議長　次に、議事録署名員並びに会議書記の指名をこちらからしてよろしいでしょうか。

『異議なし』の声

議長　それでは議事録署名員に24番藤村委員、26番沢山委員兩名を指名します。会議書記には小木田主任を指名します。

議長　本日の会議の日程につきましては、お手元に配布している議事日程に従い進行いたします。ご異議ございませんか。

『異議なし』の声

議長　異議なしと認めます。それでは日程4、会務諸報告をお願いします。

田口局長　《会務諸報告の朗読及び説明》（13時8分）

議長　ありがとうございました。各推薦委員からの報告は議事終了後にお受けしたいと思っております。それでは日程5、報告に入りたいと思っております。事務局よりお願いします。

小木田主任　報告1、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてです。届出が5件あり、全て受理した旨をご報告します。詳細については資料に記載のとおりでございます。5件全てが相続による所有権の取得となっております。続きまして報告2。農地の転用事実に関する照会書についてです。3件の照会がありました。1件目。申請人が〇〇地区の〇〇さん。土地の所在が〇〇78番地1。地目が畑の231㎡。変更後の地目が宅地となって

おります。土地の現況は非農地であると確認済です。転用許可は無し。昭和50年頃まで前所有者の貸家がありましたが解体し、その後平成10年から20年頃まで代行業者の事務所と車両置き場として利用されていたそうです。資料の2ページに案内図を載せております。申請地の位置は〇〇橋を渡って100mほどのカーブのところから左折し、更に100mほどのところまで続きます。2件目。申請人が〇〇県の〇〇さん。土地の所在が〇〇18番地1。地目が畑の386㎡。変更後の地目が宅地となっております。土地の現況は非農地であると確認済です。転用許可は無し。昭和30年頃に住宅を建築し、それ以前から耕作はしていなかったとのこと。資料5ページに案内図を載せております。申請地の位置は国道〇〇号線を〇〇市方面へ向かい、〇〇付近を右折し数百メートル進んだところまでございます。続きます。3件目。申請人が〇〇地区の〇〇さん。土地の所在が〇〇83番地1。地目が畑の561㎡。変更後の地目が山林です。土地の現況は非農地であると確認済です。申請地の位置は1件目の案内図に載せております。1件目の申請地から更に100mほど南下したところまでございます。この3件につきましては、周辺の状況、非農地化した経緯、その他総合的に判断し、現状回復命令を発しない旨法務局へ回答済でございます。以上です。

議長 報告が終わりました。各推薦委員からの報告は議事終了後にお受けしたいと思います。それでは議事に入ります。議案第44号、農地法第3条の規定による許可申請に対する可否決定についてを上程します。説明をお願いします。

小木田主任 議案第44号。農地法第3条の規定による許可申請に対する可否決定について。農地法第3条の規定にり、別紙のとおり許可申請があったので審議のうえ許可の可否を求める。平成24年11月9日提出。仙北市農業委員会会長、羽川正幸。

小木田主任 内容について説明します。整理番号1番。農地の所在が〇〇183番地1。登記簿現況共に田。面積が697㎡。3条有償移転の案件でございます。譲渡人が〇〇市の〇〇さん47歳。譲受人が〇〇地区の〇〇さん55歳。申請事由は譲受人が農地の管理が困難。譲受人が経営規模の拡大です。申請地につきましては、他者に貸し付けておりましたが、作物の連作障害等の理由で合意解約済であります。受入世帯の稼働人員は12人中5人が農作業従事。売買価格は10a当たり430,416円の総額30万円となっております。続きまして整理番号2番。農地の所在が〇〇2番地1。登記簿現況共に田。面積が142㎡。合計11筆の13,645㎡。3条無償移転、同一世帯の親子間の案件でございます。譲渡人が〇〇地区の〇〇さん87歳。譲受人が〇〇さん63歳。申請事由は後継者へ一括贈与です。世帯の稼働人員は4人中2人が農作業従事となっております。続きまして整理番号3番。農地の所在が〇〇568番地。登記簿地目原野。現況地目畑。面積が955㎡。合計31筆の35,321㎡。3条使用貸借新規、経営移譲年金受給のための同一世帯内の親子間の案件でございます。貸付人が〇〇さん59歳。借受人が〇〇さん33歳。双方〇〇地区在住です。世帯の稼働人員は7人中3人が農作業従事。期間が許可日より10年間となっております。続きまして整理番号4番。農地の所在が〇〇134番地。登記簿現況共に田。面積が1,945㎡。整理番号3番に関連する案件でございます。貸付人が〇〇さん86歳。借受人の祖母に当たります。借受人が〇〇さん。整理番号3番の申請事由と同じく経営移譲年金を受給するための案件でございます。こちらの期間も許可日より10年間となっております。整理番号5番からは更新の案件でございますので説明は割愛させていただきます。以上です。

議長 説明が終わりました。現地確認報告に入ります。整理番号1番については26番沢山委員お願いします。

26 番 沢 山 議 長 《整理番号1番について、農地法第3条調書に基づき現地確認報告》  
次に、整理番号2番、3番、4番については13番真崎委員よりお願いし  
ます。

13 番 真 崎 議 長 《整理番号2番、3番、4番について、農地法第3条調書に基づき現地  
確認報告》

議 長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議 長 無いようですので、議案第44号につきましては許可することにご異議ご  
ざいませぬか。

『異議無し』の声

議 長 異議無しと認めます。よって、議案第44号については許可することに決  
定します。（13時15分）

議 長 次に、議案第45号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
を上程します。説明をお願いします

竹下参事 議案第45号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について。農地  
法第4条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請があったので、審議  
を求める。平成24年11月9日提出。仙北市農業委員会会長、羽川正幸。

竹下参事 内容について説明します。整理番号1番、農地の所在が〇〇177番地5。  
登記簿現況共に田。面積が145㎡。永年転用の案件でございます。申請  
人は〇〇地区の〇〇さんと、〇〇地区の〇〇さんです。転用目的は商業サ  
ービス施設。転用理由は、携帯電話会社店舗改築に伴い、隣接している申  
請地を転用し店舗敷地の一部として貸し付けるためとなっております。続  
きまして整理番号2番。農地の所在が〇〇212番地。登記簿現況共に田。  
面積が112㎡。永年転用の案件でございます。申請人が〇〇地区の〇〇  
さん。転用目的が道路。転用理由は、自宅への進入路造成のためとなって  
おります。続きまして整理番号3番。農地の所在が〇〇9番地5。登記簿

現況共に田。合計2筆の面積が557㎡。永年転用の案件でございます。

申請者が〇〇地区の〇〇さん。転用目的は集合住宅等。転用理由が申請人が経営する老人介護施設の従業員等に貸し付けるアパートを建築するためとなっております。農地法第4条別冊資料をご覧ください。整理番号1番の申請地の位置ですが、〇〇店に隣接している農地です。次のページに配置図を載せております。既存の店舗を解体し、隣接する農地を転用し店舗拡大をする案件でございます。次に事業計画についてです。事業費が総額240万円。内訳は記載のとおりでございます。自己資金で対応する計画です。次に被害防除計画についてです。隣接地は自己所有農地ですが、土砂等の流出を防ぐために擁壁等を設置する計画です。資料7ページから9ページに各種図面を載せております。次に、整理番号2番についてです。

申請地の位置は、国道〇〇号線を〇〇市方面へ向かい、〇〇バイパスとの合流予定地点付近を左折し、数百メートルのところですが。配置図をご覧ください。図面中央の212番地を取付道路として転用する案件でございます。次に、事業計画についてです。事業費は総額38万円。内訳は記載のとおりでございます。自己資金で対応する計画です。次に被害防除計画についてです。土砂等の流出を防ぐために法面保護、緩衝地を設ける計画です。15ページと16ページに各種図面を載せております。次に、整理番号3番についてです。申請地の位置は以前転用申請があった〇〇に隣接する農地でございます。次に、事業計画についてです。事業費は総額2,740万円。内訳は記載のとおりでございます。自己資金で対応する計画です。次に、被害防除計画、排水計画についてです。汚水、生活雑排水は公共下水道を利用する計画です。雨水は市道側溝に放流する計画です。23ページから26ページに各種図面を載せております。以上です。

議長 説明が終わりました。ここで、現地確認報告に入ります。整理番号1番については、23番佐藤委員よりお願いします。

23 番佐藤 先月29日に申請代理人である〇〇司法書士と竹下参事と私の3人で現地を確認してまいりました。申請地の位置は事務局が説明したとおりの場所です。国道の右折レーン設置のために店舗敷地が狭くなるということで、本申請地を転用し店舗敷地として利用するものです。隣接地は申請人所有農地ということで問題無いことを確認しました。以上です。

議長 次に、整理番号2番については9番鈴木委員よりお願いします。

9番鈴木 10月29日に現地を確認してまいりました。隣接地は申請人所有農地と公衆用道路であること等から問題無いことを確認してまいりました。以上です。

議長 整理番号3番については担当の倉橋委員が欠席しておりますので、事務局の説明を参考にご審議いただきたいと思います。それでは、議案第45号について、ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、議案第45号については許可することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって、議案第45号については許可することに決定します。 (13時29分)

議長 次に、議案第46号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを上程します。説明をお願いします。

竹下参事 議案第46号。農地法第5条第1項の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請があったので審議を求める。平成24年11月9日提出。仙北市農業委員会会長。羽川正幸。

竹下参事 内容について説明します。整理番号1番から5番までは、〇〇県〇〇市の〇〇株式会社が無線基地局設置工事の際に利用する資材置き場として一時転用する案件でございます。5件全てが使用貸借権の設定でございます。

整理番号1番。農地の所在が〇〇87番地1。登記簿現況共に田。合計2筆の1,354㎡のうち、132.71㎡。貸付人は〇〇地区の〇〇さん。

続きまして整理番号2番。農地の所在が〇〇137番地1。登記簿現況共に田。面積が2,755㎡のうち340.16㎡。貸付人は〇〇地区の〇〇さん。続きまして整理番号3番。農地の所在が〇〇204番地1。登記簿現況共に田。面積が1,455㎡のうち230.51㎡。貸付人は〇〇地区の〇〇さん。続きまして整理番号4番。農地の所在が〇〇39番地1。登記簿現況共に田。面積が341㎡のうち173.31㎡。貸付人は〇〇地区の〇〇さん。続きまして整理番号5番。農地の所在が〇〇97番地。登記簿現況共に田。合計2筆の3,550㎡のうち970.91㎡。貸付人は〇〇地区の〇〇さん。整理番号6番からは永年転用の案件でございます。整理番号6番、農地の所在が〇〇177番地2。登記簿現況共に田。面積が380㎡。所有権移転の案件でございます。譲渡人は〇〇市の〇〇さん。譲受人は〇〇地区の社会福祉法人〇〇。転用目的は取付道路。転用理由は、工場跡地に福祉施設を建設し、その取付道路として利用したいとなっております。続きまして整理番号7番、農地の所在が〇〇180番地2。登記簿現況共に田。面積が72㎡。所有権移転の案件でございます。譲渡人は〇〇さん。譲受人は整理番号6番と同じく〇〇。転用目的、転用理由は整理番号6番と同様です。続きまして整理番号8番、農地の所在が〇〇63番地5。登記簿現況共に畑。面積が518㎡。所有権移転の案件でございます。譲渡人は〇〇地区の〇〇さん。譲受人は〇〇地区の〇〇さん。転用目的は一般個人住宅。転用理由は、市営住宅に夫婦、子供2人と居住しているが非常に狭いので住宅を新築したいとなっております。続きまして整理番号9番。農地の所在が〇〇37番地6。登記簿現況共に田。面積が554㎡。所有権移転の案件でございます。譲渡人は〇〇地区の〇〇さん。譲受人は〇〇地区の〇〇さん。転用目的は一般個人住宅。転用理

由は、現在貸家に住んでいるので当該地を譲り受け居宅を建築するためとなっております。続きまして整理番号10番。農地の所在が〇〇37番地7。登記簿現況共に田。面積が246㎡。所有権移転の案件でございます。譲渡人は整理番号9番と同じく〇〇さん。譲受人は〇〇地区の〇〇さん。転用目的は車庫。転用理由は現在居住している土地が狭いので、当該地を譲り受け車庫を建築するためとなっております。続きまして整理番号11番。農地の所在が〇〇41番地1。登記簿現況共に田。面積が514㎡。所有権移転の案件でございます。譲渡人は〇〇地区の〇〇さん。譲受人は〇〇地区の〇〇さん。転用目的は一般個人住宅。転用理由は、妻の実家に夫婦、子供2人と妻の両親、祖父母と居住しているが、非常に狭いので本人と妻、子供2人が居住するための住宅を新築したいとなっております。詳細については別冊資料を基に説明します。始めに一時転用の案件についてです。事前にご確認いただいていると思いますので説明は割愛させていただきます。整理番号5番の一時転用の件につきましては、10a近い面積になっていますが、無線基地局を設置するところまでの道路が無いということで、一時転用別冊資料の39ページに載せている図面をご覧ください。できれば解ると思いますが、かなりの距離を道路として一時転用するためこのような面積になります。次に永年転用についてですが、永年転用別冊資料を基に説明します。整理番号6番と7番についてですが、申請地の位置は国道〇〇号線を〇〇庁舎から3kmほど南下したところの、〇〇工場跡地でございます。次に事業計画についてです。事業を行う理由ですが、現在仙北市所有の建物2棟を借りて福祉サービス事業を行っているが建物の老朽化等の理由で本事業を計画したとのことです。転用事業費は総額666万円。内訳は記載のとおりでございます。自己資金で対応する計画です。次に被害防除計画についてです。法面保護、緩衝地帯を設けることで隣接農地への土砂等の流出を防ぐ計画です。6ページから8ページに各種図面

を載せています。次に整理番号 8 番についてです。申請地の位置は、国道〇〇号線から県道〇〇線へ入り、数百メートルのところを左折したところ  
です。次に事業計画についてです。転用理由は先程説明したとおりでござ  
います。事業費は総額 1, 9 0 0 万円。内訳は記載のとおりでござ  
います。借入金で対応する計画です。次に被害防除計画についてです。緩衝地を設  
けて隣接地への土砂等の流出を防ぐ計画です。排水については、汚水、生  
活雑排水は公共下水道を利用。雨水については、自然流下する計画です。  
1 4 ページから 1 6 ページに各種図面を載せています。次に整理番号 9 番  
と 1 0 番についてです。申請地の位置は市道〇〇線の沿線上で〇〇公園の  
隣接地です。次に事業計画についてです。事業費は総額 1 3, 3 0 4, 0  
0 0 円。内訳は記載のとおりでござ  
います。借入金で対応する計画です。  
次に被害防除計画についてです。人工芝による法面保護をする計画でござ  
います。汚水、生活雑排水については公共下水道を利用、雨水は自然流下  
する計画です。2 2 ページから 2 5 ページに各種図面を載せています。次  
に整理番号 1 1 番についてです。申請地の位置が前々回の総会で宅地分譲  
の案件としてご審議いただいた土地の隣接地になります。事業計画につい  
てですが、事業費が総額 3, 8 8 5 万円。内訳は記載のとおりです。自己  
資金と借入金で対応する計画です。次に被害防除計画についてです。擁壁  
を設けて隣接地への影響を防ぐ計画です。汚水、生活雑排水は公共下水道  
を利用。雨水は自然流下する計画です。4 0 ページから 4 3 ページに各種  
図面を載せています。以上です。

議 長 説明が終わりました。ここで現地確認報告に入ります。整理番号 1 番、2  
番について 1 5 番門脇委員よりお願いします。

15 番門脇 1 1 月 2 日に事業主と参事と私の 3 人で現地を確認してまいりました。  
どちらの申請地も国道〇〇号線に隣接した農地で長年転作地として自己保  
全管理されていた農地です。用水、隣接等問題無いことを確認しました。

以上です。

議長 次に、整理番号3番について19番佐藤委員よりお願いします。

19番佐藤 この土地につきましては、貸付人の田んぼが並んでいる一画です。用排水路等も問題無いことを確認しました。以上です。

議長 次に、整理番号4番と5番については私から報告します。

議長 整理番号4番の申請地では水稻栽培を行っていましたが、耕作不便で困っているということでした。周辺、用排水等については問題無いことを確認しました。整理番号5番については、遊休化しかけている農地であり、周辺等も問題無いことを確認してまいりました。以上です。

議長 次に、整理番号6番と7番については、24番藤村委員よりお願いします。

24番藤村 10月29日に事業主と竹下参事と私で現地を確認してまいりました。隣接者からは同意済であり、周辺農地、用排水路への悪影響は無いものと確認しました。以上です。

議長 次に、整理番号8番については、9番鈴木委員よりお願いします。

9番鈴木 10月29日に現地を確認してまいりました。隣接する畑との境界ははっきりしています。下水道の工事も完了しています。雨水を自然流下する計画についても土地改良組合からの同意を得ていますので問題無いと判断できます。以上です。

議長 次に、整理番号9番と10番についてですが、担当の倉橋委員が欠席ですので私から報告します。申請地は周辺から一段低くなっている農地で自己保全管理されています。水利関係、その他問題ないと思われま。

議長 次に、整理番号11番については23番佐藤委員よりお願いします。

23番佐藤 10月30日に〇〇司法書士と竹下参事と私で現地を確認してまいりました。申請地は先程説明がありましたが、転用済の土地の地続きのところ

議長 現地確認報告が終わりました。議案第46号についてご意見ご質問等ござ

いませんか。

12 番青柳 議長。

議長 どうぞ。

12 番青柳 資材置き場の件についてですが、舗装等はしないのですか。

議長 露天資材置き場については一時転用ですので、鉄板を敷いて利用することになると思います。携帯電話の無線基地局についてはこれまでも邪魔にならないような場所に設置しているようですので問題ないと思います。

議長 他にありませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、議案第 4 6 号については許可することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって、議案第 4 6 号については許可することに決定します。 (13時53分)

議長 次に、議案第 4 7 号、農用地利用集積計画に対する意見決定についてを上程します。説明をお願いします。

藤原主任 議案第 4 7 号。農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画に対する意見決定について。農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定に基づき、別紙のとおり農用地利用集積計画の策定について仙北市長より諮問を受けたので、審議のうえ意見の決定を求める。平成 2 4 年 1 1 月 9 日提出。仙北市農業委員会会長、羽川正幸。

藤原主任 内容について説明します。整理番号 1 番と 2 番、所有権移転の案件でございます。関連している案件ですので一括して説明します。農地の所在が〇〇 3 0 9 番地。登記簿現況共に田。面積が 1 , 2 1 3 m<sup>2</sup>。合計 5 筆の 5 , 6 5 7 m<sup>2</sup>。移転するのは〇〇地区の〇〇さん 7 7 歳。2 番の農地の所在が〇〇 6 0 番地 1。登記簿現況共に畑。面積が 4 8 8 m<sup>2</sup>。移転するのは〇〇

さん 52 歳。整理番号 1 番の所有者の息子に当たります。受けるのは〇〇地区の〇〇さん 49 歳。売買価格は、整理番号 1 番が 10 a 当たり 866,183 円の総額 490 万円。整理番号 2 番が 10 a 当たり 204,918 円の総額 10 万円となっております。資金は J A 資金を活用する計画でございます。以上です。

議長 説明が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、議案第 47 号については、こととおりに策定することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって、議案第 47 号については適正であると認めることに決定します。 (13 時 58 分)

議長 予定されていた議案が終了しました。次に、各推薦委員からの報告等ございましたらお願いします。

10 番 藤川 議長。

議長 どうぞ。

10 番 藤川 農協からの報告です。米の収量と一等米比率についてです。角館地区の数量が 65,617.7 で一等米比率が 89.5%。西木地区が 37,645.5 の 87.1%。田沢湖地区が 86,560.7 の 93.6%です。以上です。

議長 他にありませんか。

『無し』の声あり

議長 次に、協議に入ります。事務局よりお願いします。

竹下 参事 《協議事項 平成 25 年度仙北市農業施策に関する建議書について》

説明

議長 このことについて、ご意見ご質問等ございませんか。

22 番山本 議長。

議長 どうぞ。

22 番山本 建議書の中身については、農政専門委員会が付託を受けまして、10月25日の専門委員会でまとめたものですが、中でも基盤整備対策事業については強く要請していきたいと考えております。さらに詳しく言いますと、農林部に担当を置いて専門的な部門をひとつ設けていただいで積極的に取り組んでいただきたいという内容を肉付けして要請してみてもどうだろうかと考えております。これから皆さんの意見も聞いて、11月26日の専門委員会でまとめて提出したいと考えております。

議長 ということですが、ご意見ご質問等ございませんか。

12 番青柳 議長。

議長 どうぞ。

12 番青柳 カドミが出る水田に関しては、貸したい人はいるが借りたい人がいないというのが現状です。基盤整備事業に対する要請の中に、カドミ関係の内容も入れて要請していただきたいと思います。

議長 他にありませんか。

3 番糸井 議長。

議長 どうぞ。

3 番糸井 土地改良関係につきましては、仙北市管内で計画を立てて進んでいることだと思います。しかしながら行政サイドでは政策、あるいは施策が急速に変わってきて対応するのが大変なのではないかと思えます。やはり、事業がスムーズに進むように担当部署を改善していかなければならないと思えます。その辺も要請していただきたいと思えます。

議長 我々も、どのような補助事業があるのかということ把握しておかなければならないと思えます。そのためには、担当部署から補助事業の説明等いただければありがたいです。他にありませんか。

『無し』の声

(閉 会)

議 長 以上をもちまして平成24年第13回仙北市農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。(14時30分)

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを認め署名する。

平成24年11月 9日

議 長 羽 川 正 幸

---

署 名 員 24番 藤 村 隆 清

---

署 名 員 26番 沢 山 純 一

---